

募集型企画旅行取引条件説明書面（国内用）

旅行業法 12 条の 4 による旅行条件説明書面

募集型企画旅行の範囲

当社が行う募集型企画旅行の範囲は、島根県邑智郡邑南町・川本町・美郷町・浜田市・江津市、広島県三次市・安芸高田市・山県郡北広島町及び交通拠点の広島市・三原市になります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は(一)邑南町観光協会（島根県知事登録旅行業第 3-92 号）(以下「当社」という。)が旅行企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2) 契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表及び当社の「旅行業約款」（以下「募集型約款」という）によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. お申し込み

- (1) ご来店にてお申し込みの場合、所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- (2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して 7 日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
- (3) a.健康を害している方、b.身体に障害のある方、c.妊娠中の方、d.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担といたします。
- (4) お申し込み時に 18 歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。

3. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けることを条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約（以下「通信契約」といいます）を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- (2) 通信契約の申し込みの際に、会員は申し込みをしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (3) 通信契約は、当社が契約の締結を承認する旨を電話または郵便で通知を發した時に成立します。ただし当該契約の申し込みを承諾する旨の通知を電子メール、ファクシミリ等で行う場合は、当該通知が会員に到着した時に成立します。
- (4) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払い戻し債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は当社がお客様に払い戻すべき額を通知した日となります。

4. 旅行代金

- (1) 旅行代金の額は、旅行の企画書面に記載します。
- (2) 子供代金は旅行開始時に満 6 歳以上 12 歳未満のお子様に応用します。
- (3) 1 人部屋追加代金は大人、子供一律、1 名様のみです。

5. 追加代金

追加代金とは、①航空会社の選択 ②宿泊ホテルの指定の選択 ③1 人部屋追加代金 ④延泊による宿泊代金等により追加する代金をいいます。

6. お支払い対象旅行代金

申込金、取消料、変更保障金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

7. 旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送

サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお知らせします。

- (2) 奇数人数でお申し込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けるとした旅行にあって、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

8. 取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

- (1) お客様は、いつでも下記の取消料をお支払い頂くことにより旅行契約を解除することができます。お取消の連絡は、お申し込みを受けた営業所の営業日・営業時間内でお受けします。
- (2) 当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消の場合も下記取消料をいただきます。
- (3) 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金と 5. の追加代金を加えた合計額です。
 - ・旅行開始日の前日から起算して 21 日前まで 不要
 - ・旅行開始日の前日から起算して 20 日前まで（日帰り旅行にあっては 10 日目）
旅行代金の 20%
 - ・旅行開始日の前日から起算して 7 日前まで
旅行代金の 30%
 - ・旅行開始日の前日
旅行代金の 40%
 - ・旅行開始当日
旅行代金の 50%
 - ・旅行開始後の解除又は無連絡不参加
旅行代金の 100%

9. 取消料のかからない場合（お客様による旅行計画の解除）

- (1) 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。
 - a.旅行開始日又は終了日の変更
 - b.入場する観光地、観光施設その他旅行の目的地の変更
 - c.宿泊機関の種類または名称の変更
 - d.宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室条件の変更
- (2) 旅行代金が増額された場合。
- (3) 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- (4) 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

10. 当社による旅行契約の解除

次の場合は旅行契約を解除することがあります。

- (1) 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
- (2) 申込条件の不適合。
- (3) 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

11. 当社の責任

当社は当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は 1 人 15 万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、動乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

12. 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、募集型約款特別補償規程により、死亡補償金として国内旅行 1,500 万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行 2 万円～20 万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行 1 万円～5 万円、携行品にかかる損害補償金（15 万円を限度）（ただし、一個又は一対についての補償限度は 10 万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

13. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、募集型約款の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に表に定める

率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に5.の追加代金を加えた合計額です。

当社は、表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。

a.天災地変 b.戦乱 c.暴動 d.官公署の命令 e.欠航、不通、休業等の運送機関等の旅行サービス提供の中止 f.遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供 g.お客様の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行目的地の変更	1. 0	2. 0
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1. 0	2. 0
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0	2. 0
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0	2. 0
6.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1. 0	2. 0
7.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1. 0	2. 0
8.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2. 5	5. 0

(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

(注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

(注3) 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

(注4) 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(注5) 第4号又は第6号若しくは第7号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

(注6) 第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までの率を適用せず、第8号によります。

1 4. お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

1 5. お客様の交代

お客様は当社が承認した場合、1人あたり1,080円の手数料をお支払いいただくことにより交代することができます。

1 6. 保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害などにより保護を要する状態にあると認めるときは、必要な処置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

1 7. 事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

1 8. 個人情報の取り扱いについて

当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等については当パンフレット記載のスケジュール表及び別途契約書面に記載した日までにお送りする確定書面に記載されています。)の提供するために必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関、保険会社に対し、お客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

*このほか、当社では、旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービスのご案内、当社の商品やキャンペーンのご案内のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

1 9. 旅行業務取扱管理者

お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

2 0. 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

当社旅行業約款は、当社ホームページ

<https://ohnan-kanko.com> からご覧になれます。